政策会議案件書(審議案件)

令和3年7月14日提出

案部	件 担 当 等		政策	部	市	長	室																
案	件	名	称	(仮 本 方					浮	桟	橋	の	管	理	等	に	関	す	る	条	例	の	基
部会審	門 議	経 義 _ン た	営で日									_	_										
資	料の	り有	無						有	-							無						

審議依頼事項

(仮称) 二町谷浮桟橋の管理等に関する条例の基本方針を別添資料のとおりとすることについて

現状と課題

三浦市では、三浦市二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)基本協定にオンされる。)をおいてオテル、ヴィラ、コンドミニアンドが事業用地においてオテル、ヴィラ、として(仮称は、市の公の施設を建設するとともに、市の公の施設として(仮称は、町谷浮桟橋(以下「浮桟橋」という。)を設置する。浮桟橋っぱいるで浮桟橋(以下「浮桟橋」という。)を設置する。浮桟橋っぱいの事業用地及びエスパシオが指定管理者となった活用が求める。

浮桟橋は、プロジェクトの目的である海業推進に不可欠なものと位置付けており、浮桟橋の設置に関する費用及び管理・運営に関する費用は全額エスパシオが負担することとして整備を進めている。これを公の施設とするために、設置、管理等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。

案件担当部課等の見解

当該施設については、本条例の中で指定管理者による管理を規定しているため、審議決定後、指定管理者の選定手続を行い、令和3年第3回三浦市議会定例会に、本条例議案を提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

大網2 もてなしの心をもつ都市をめざして~交流を育む

目標2 企業・起業家へのもてなし環境づくり

施策1 企業が立地・定着・発展するまちづくり

備考 説明員 徳江特定事業担当部長兼市長室長

澤口市長室特定事業推進GL